

山口県こども食堂登録制度実施要綱

第1条 目的

こども食堂は、食事の提供を通じて、様々な家庭環境にある子どもたちの多様な学びや体験の場となるほか、地域での見守りの機能を果たすなど、家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうるものとして、重要な役割を担っている。

また、こども食堂の開設・運営を通じて、こども食堂が高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があるため、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されている。

このようなこども食堂について、登録制度を設け、登録されたこども食堂の活動を広く県民に紹介し、こども食堂の認知度や社会的信用を高めることにより、こども食堂の更なる普及・定着を図る。

第2条 登録要件

1 事業者の要件

市町又は次の（１）～（４）に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）会則・規約等の組織及び運営に関する事項の定め及び代表者を有し、こども食堂の実施及び運営を責任を持って行うことができること。
- （２）こども食堂を運営する事業について、独立した経理を行っていること。
- （３）こども食堂を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する団体でないこと。
- （４）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。

2 こども食堂の運営の要件

次の（１）～（６）に掲げる要件を全て満たすこと。

（１）参加者

18歳未満の子どもが必ず参加するとともに、参加者名簿を備え付けること。

（２）利用料金

無料又は低額（実費相当額）とすること。

（３）開催頻度

次のいずれかに該当すること。

ア 年間を通じて定期的かつ継続して開催すること。

イ 学校の長期休暇期間において、原則として定期的かつ継続して開催すること。

（４）様々なリスクへの対応

ア 食中毒や事故等に対応する保険へ加入すること。

イ 食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、食品衛生法の許認可等の規制も含めた管轄保健所の指導に従うとともに、衛生管理の責任者を設けること。なお、衛生管理の責任者は、食品衛生責任者の資格等を有する者、又は食品衛生責任者養成講習会等（以下「講習会」という。）を受講した者とし、該当する者が不在の場合は、速やかに講習会を受講すること。

ウ 食品のアレルギー対策として、次のいずれかを行うこと。

① アレルギー対応しない場合

周知の徹底、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

② アレルギー対応する場合

専門職の関与、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

エ 参加する児童への虐待と認められる行為等を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、虐待などの行為が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

オ 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけを行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

カ 防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うとともに、最寄りの警察署等に開催場所・日時を報告しておく等の協力を依頼すること。

キ 災害時の避難場所の確認などの対策を講ずること。

ク こども食堂内での飲酒、喫煙を禁止すること。

ケ 主に酒類を提供する飲食店においてこども食堂を実施する場合は、当該飲食店の営業時間以外に実施すること。ただし、営業時間内であっても別室で実施するなど、飲食店の客と区分した場所で実施する場合は、その限りでない。

(5) 営利を目的とせず、福祉を目的としたボランティア活動の一環として行われるものであること。

(6) 事業者は、市町、市町社会福祉協議会等との連携に努めること。

第3条 登録の届出

こども食堂の登録を希望する事業者は、「山口県こども食堂登録届（以下、「登録届」という。）」（様式第1号）を知事に提出する。

2 前項の規定により登録届を提出する者は、こども食堂を開始する前に登録届を知事に提出しなければならない。ただし、すでにこども食堂を開始している者については、この限りではない。

第4条 登録

知事は、登録届により第2条に定める登録要件を満たすと認められるこども食堂について、「山口県こども食堂登録簿」（様式第2号）に登録する。

第5条 登録の通知

知事は、第4条により登録したときは、「山口県こども食堂登録通知書」（様式第3号）により当該こども食堂の事業者に通知する。

第6条 登録の変更

登録しているこども食堂について、登録届の内容に変更があった場合は、「山口県こども食堂登録事項変更届」（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

第7条 登録の辞退

次のいずれかに該当する場合は、「山口県こども食堂登録辞退届」（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

- （1）こども食堂を取り止める場合
- （2）第2条に定める登録要件を満たさなくなった場合

第8条 登録の取消

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。なお、登録の取消を決定した時は、「山口県こども食堂登録取消通知書」（様式第6号）により当該こども食堂の事業者に通知するものとする。

- （1）登録申請の内容に虚偽があり、第2条に定める登録要件を満たしていないことが判明した場合
- （2）第2条に定める登録要件を満たさなくなったと認める場合
- （3）第6条に定める登録事項変更届が適切になされず、注意喚起を行ったにも関わらず必要な対応がなされない場合
- （4）前3号のほか、こども食堂の運営を適切に行うことができないと判断される場合

第9条 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

事業者	(フリガナ) 団体名 又は 個人名			
	団体種別 (該当する【 】に○ を記入)	☐ 社会福祉法人 ☐ 特定非営利活動法人（NPO法人） ☐ 任意団体 ☐ 医療法人 ☐ 学校法人 ☐ 宗教法人 ☐ 飲食店 ☐ 市町 ☐ 個人 ☐ その他（ ）		
	代表者氏名			
	代表者住所	〒		
	連絡先	電話 （ ） F A X （ ） メールアドレス		
	衛生管理の責任者氏名			
こども食堂の概要	(フリガナ) こども食堂の名称			
	活動の目的 (該当する【 】に○ を記入（複数回答可）)	☐ 貧困対策 ☐ 学習支援 ☐ こどもの居場所づくり ☐ 食育 ☐ 世代間交流 ☐ その他(下記に内容記入)		
	開催場所 (開催する施設名等及びその住所を記入)		小学校区	
	開催頻度 (開催日や曜日等を記入)	☐ 毎 月 ____回（第____曜日） ☐ 毎 週 ____回（ ____曜日） ☐ その他（ ）		
	URLアドレス (ホームページを開設している場合に記入)			

	利用料金 (該当する【 】に○ を記入し、有料の場 合は金額を記入)	18歳未 満	【 】無料 【 】有料 _____円		
		18歳以 上	【 】無料 【 】有料 _____円		
	開設年月日	年 月 日（予定）		利用予定人数	人
	リスクへの対応 (該当する【 】に○ を記入)	☐ 食中毒や事故等に対応できる保険への加入 ☐ 参加者名簿の作成 ※本欄については、実施予定も含めて記入			
		☐ 食品営業許可 ☐ 保健所への相談・届出 ※すでに保健所とやり取りがある場合、該当する項目に記入			
		衛生管理の責任者の有する資格等 ☐ 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者 ☐ 調理師、製菓衛生師、栄養士 等の有資格者 ☐ 食品衛生責任者養成講習会等の受講者 講習会の実施主体（ ） ☐ 食品衛生責任者養成講習会等を受講予定 (上記3項目のいずれにも該当しない場合) ※講習会受講予定者については、速やかに受講をしてください。 後日受講状況を確認します。			
☐ アレルギー対応しない ☐ 周知の徹底 ☐ 注意事項の掲示 ☐ 子どものみが参加する場合の事前の聞き取り ☐ アレルギー対応する ☐ 専門職の関与 ☐ 注意事項の掲示 ☐ 子どものみが参加する場合の事前の聞き取り					
連携している機関・団体 (該当する【 】に○を記 入)	☐ 市町 ☐ 社会福祉協議会 ☐ 学校 ☐ 自治会・町内会 ☐ 企業 ☐ その他（ ）				
県ホームページにおける 掲載希望等 (該当する【 】に○を記入) ※登録届の内容は、掲載の有 無に関わらず、保健所、市 町、社協等関係団体へ情報 を提供します。	☐ 県ホームページにおける掲載を希望する。 ※「県ホームページにおける掲載を希望する。」に○を記入すると、本登 録届に記入された所在市町、こども食堂の名称、代表者氏名、活動の目的、 開催頻度、開催場所、利用料金、連絡先メールアドレス（メールアドレス がない場合には電話番号）、URLアドレス（県ホームページにおいてリン ク設定します。）を県ホームページで紹介します。				
	☐ 県ホームページにおける掲載を希望しない。				
県オープンデータカタロ グサイトにおける掲載希 望等 (該当する【 】に丸を記入)	☐ 県オープンデータカタログサイトにおける掲載を希望する ※「県オープンデータカタログサイトへの掲載を希望する。」に○を記入 すると、本登録届に記入された所在市町、こども食堂の名称、開催頻度、 開催場所（位置情報）、利用料金、連絡先電話番号等が公開され、公開さ れたデータは、閲覧者がダウンロードでき、二次利用が可能になります。				

	【 】 県オープンデータカタログサイトにおける掲載を希望しない
添付書類	① こども食堂を運営する団体の会則、規約、定款、設立趣意書等の運営の趣旨や方法が分かるもの
	② こども食堂を運営する団体の役員等名簿または会員名簿
	③ こども食堂の開催場所の周辺地図
	④ 誓約書（別紙）

注） 2箇所以上の場所で開催する場合には、その箇所数に合わせて登録届を提出してください。

(別紙)

【表】

山口県知事 様

誓 約 書

(届出者)

団体名

代表者氏名

山口県こども食堂登録制度実施要綱に基づき、登録を届け出るにあたり、届け出る内容の一切について事実と相違ないこと、同要綱に掲げる要件を満たしているほか関係法令等を遵守していることを誓約します。

【裏】

山口県こども食堂登録制度実施要綱（抜粋）

第2条 登録要件

1 事業者の要件

市町又は次の（１）～（４）に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）会則・規約等の組織及び運営に関する事項の定め及び代表者を有し、こども食堂の実施及び運営を責任を持って行うことができること。
- （２）こども食堂を運営する事業について、独立した経理を行っていること。
- （３）こども食堂を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する団体でないこと。
- （４）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。

2 こども食堂の運営の要件

次の（１）～（６）に掲げる要件を全て満たすこと。

（１）参加者

18歳未満の子どもが必ず参加するとともに、参加者名簿を備え付けること。

（２）利用料金

無料又は低額（実費相当額）とすること。

（３）開催頻度

次のいずれかに該当すること。

ア 年間を通じて定期的かつ継続して開催すること。

イ 学校の長期休暇期間において、原則として定期的かつ継続して開催すること。

（４）様々なリスクへの対応

ア 食中毒や事故等に対応する保険へ加入すること。

イ 食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、食品衛生法の許認可等の規制も含めた管轄保健所の指導に従うとともに、衛生管理の責任者を設けること。なお、衛生管理の責任者は、食品衛生責任者の資格等を有する者、又は食品衛生責任者養成講習会等（以下「講習会」という。）を受講した者とし、該当する者が不在の場合は、速やかに講習会を受講すること。

ウ 食品のアレルギー対策として、次のいずれかを行うこと。

① アレルギー対応しない場合

周知の徹底、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

② アレルギー対応する場合

専門職の関与、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の事前の聞き取り等

エ 参加する児童への虐待と認められる行為等を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、虐待などの行為が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

オ 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけを行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

カ 防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うとともに、最寄りの警察署等に開催場所・日時を報告しておく等の協力を依頼すること。

キ 災害時の避難場所の確認などの対策を講ずること。

ク こども食堂内での飲酒、喫煙を禁止すること。

ケ 主に酒類を提供する飲食店においてこども食堂を実施する場合は、当該飲食店の営業時間以外に実施すること。ただし、営業時間内であっても別室で実施するなど、飲食店の客と区分した場所で実施する場合は、その限りでない。

（５）営利を目的とせず、福祉を目的としたボランティア活動の一環として行われるものであること。

（６）事業者は、市町、市町社会福祉協議会等との連携に努めること。

様式第2号（実施要綱第4条関係）

山口県こども食堂登録簿

[illegible]

第 号
年 月 日

様

山口県知事

山口県こども食堂登録通知書

山口県こども食堂登録制度実施要綱第5条の規定により、以下のとおり登録しましたので、通知します。

なお、保健所への届出については、管轄保健所に相談してください。

こども食堂の名称

登 録 番 号

登 録 日

山口県こども食堂登録事項変更届

山口県知事 様

山口県こども食堂登録制度実施要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届 出 者	(フリガナ) 団体名又は個人名	
	代表者氏名	
	連絡先	電話 () F A X () メールアドレス
	登録番号	
変 更 の 内 容	こども食堂の名称	
	変更があった事項	☐ 団体名・団体種別 ☐ 代表者名・代表者住所・連絡先 ☐ 衛生管理の責任者 ☐ こども食堂の名称 ☐ 活動目的 ☐ 開催場所 ☐ 小学校区 ☐ 開催頻度 ☐ 利用料金 ☐ 県ホームページ・カタログデータサイトにおける掲載希望等 ☐ その他 ()
	変更前	
	変更後	
	変更となった日	年 月 日

- 1 「変更があった事項」欄は、該当する項目に○を記入してください（複数該当する場合は、該当する項目すべてに○をしてください。）
- 2 「変更前」、「変更後」欄は、変更した内容を簡潔に記入してください。
- 3 「衛生管理の責任者」を変更した場合は、「変更後」欄に氏名と、次のいずれかを記入してください。①その者が食品衛生責任者の資格等を有する場合はその内容、②食品衛生責任者養成講習会等の受講者の場合は受講した講習会の実施主体、③②の講習会を受講予定の場合は受講予定時期

様式第5号（実施要綱第7条関係）

山口県こども食堂登録辞退届

山口県知事 様

山口県こども食堂登録制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届 出 者	(フリガナ) 団体名又は個人名	
	代表者氏名	
	連絡先	電話 () F A X () メールアドレス
	登録番号	
こども食堂の名称		
直近の開催日		年 月 日
辞退理由		

第 号
年 月 日

様

山口県知事

山口県こども食堂登録取消通知書

山口県こども食堂登録制度実施要綱第 8 条の規定により、以下のとおりこども食堂の登録を取り消しましたので、通知します。

こども食堂の名称

登 録 番 号

取 消 日

取 消 理 由